

# ○ 国内産異性化糖売買要領

〔昭和57年9月28日付〕

〔57蚕糖第912号（輸）〕

最終改正 令和7年3月28日付6農畜機第8607号

（総則）

第1条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）の規定による国内産異性化糖の買入れ及び売戻しについては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号。以下「業務方法書」という。）その他独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出）

第2条 異性化糖製造者（価格調整法第11条第1項の異性化糖製造事業者という。以下同じ。）が同項及び価格調整法第14条第1項の規定により業務方法書第193条第1項に規定する異性化糖供給区分期間（毎月の1日から15日までの期間又は16日から末日までの期間。以下同じ。）内に移出しようとする国内産異性化糖の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み（以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。）をしようとするときは、あらかじめ「売買手続届出書」（別紙第1号様式）を機構に届け出るものとする。なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に届け出るものとする。

2 機構は、前項の売買手続届出書に売買用Webサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Webサイトを利用するときに必要なログインIDを「ログインID通知書」（別紙第2号様式）に記載し異性化糖製造者に通知するものとする。

3 機構からログインIDの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインID及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。

（売渡し及び買戻しの申込み）

第3条 異性化糖製造者は、売渡し及び買戻しの申込みをしようとするときは、異性化糖供給区分期間の初日前3日から移出の開始の日までの期間内に一括して「国内産異性化糖売渡し及び買戻し申込書」（別紙第3号—1様式。以下「売渡・買戻し申込書」という。）を売買用Webサイトを利用する方法により、作成し、提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、価格調整法第23条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間における、砂

糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 21 条に規定する砂糖年度を区分した期間の最初の異性化糖供給区分期間内に移出しようとする国内産異性化糖の売渡し及び買戻しの申込みの日は、原則として当該期間の初日とする。

- 3 第 1 項の規定に関わらず、異性化糖製造者が売買用 Web サイトにより難しい場合であって機構が特に認めるときは、当該異性化糖製造者は、郵送又は持参のいずれかの方法により売渡・買戻申込書を提出することができる。この場合においては、当該異性化糖製造者は、売渡・買戻申込書を 2 通提出するものとする。
- 4 第 1 項の売渡・買戻申込書には、「国内産異性化糖規格区分別明細書（申込み）」（別紙第 3 号－2 様式）及び「国内産異性化糖売買申込み（移出数量報告）等送り状」（別紙第 4 号様式）を添付するものとする。
- 5 当該国内産異性化糖の全部又は一部が価格調整法第 25 条第 1 項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、「国内産異性化糖規格区分別明細書（申込み）」には、当該超えることとなる数量に該当する部分については、当該農林水産大臣が通知した数量を超えない数量に該当する部分と区別して記載するものとする。
- 6 第 1 項の規定による売渡し及び買戻しの申込み期間の全ての日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合には、異性化糖製造者は、その前日（当該前日が行政機関の休日に当たる場合は、当該前日前において当該前日に最も近い行政機関の休日でない日）に売渡・買戻申込書を提出することができるものとする。
- 7 第 11 条第 1 項に規定する買入れ及び売戻し数量を機構が改定する前までに、第 10 条第 1 項に規定する移出数量が第 1 項により売渡し及び買戻しの申込みを行った数量を超えることとなるときは、その数量を超えることについて異性化糖製造事業者にやむを得ない事情があったと機構が認めるときは、当該超えることとなる数量について、追加の買入れ及び売戻しの申込みを行うことができるものとする。この場合において、同項中「異性化糖供給区分期間の初日前 3 日から移出の開始の日までの期間内に一括して」とあるのは、「異性化糖供給区分期間内において超えることが明らかになった日から当該期間の終了の日までの期間に追加して」と読み替えるものとする。

（担保の提供）

第 4 条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第 14 条第 2 項において準用する価格調整法第 8 条第 3 項の規定による担保を提供すべき旨を通知する

ものとする。ただし、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該国内産異性化糖の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下「売買差額」という。）に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構が別に定めるところによるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。

（申込みに対する承諾等）

第5条 機構は、第3条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る国内産異性化糖の価格調整法第14条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、「国内産異性化糖の買入れ及び売戻し承諾書」（別紙第3号－1様式。以下「承諾書」という。）を交付して行うものとする。

4 当該国内産異性化糖の買入れ及び売戻しの契約（以下「買入・売戻契約」という。）は、承諾書を交付することにより成立するものとする。

（所有権の移転時期）

第6条 買入・売戻契約に係る国内産異性化糖の所有権は、当該国内産異性化糖が製造場から移出される時又は価格調整法第11条第10項の規定により移出とみなされる行為が行われるときに、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る国内産異性化糖についての危険負担を負わず、かつ、保管料、保険料等を負担しないものとする。

（買入れ及び売戻しの数量）

第7条 買入・売戻契約により機構が買入れ、かつ、売り戻す国内産異性化糖の数量は、第3条第1項の売渡・買戻申込書の申込欄に記載された数量（価格調整法第9条第3項第1号に規定する標準異性化糖の数量に換算した数量（当該国内産異性化糖に含まれる糖に占める果糖の割合に応じて砂糖及びでん粉の価格調整に関する法施行規則（昭和40年農林省令第43号）第6条に規定する異性化糖の規格区分係数を乗じて得た数量の合計。以下「標準異性化糖換算数量」という。))によるものとする。

（買入れの価格）

第8条 買入・売戻契約に係る国内産異性化糖の買入れの価格は、価格調整法第13条第1項の規定に基づく別表1により算出される価格とする。

（売戻しの価格）

第9条 買入・売戻契約に係る国内産異性化糖の売戻しの価格は、価格調整法第

15 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の規定に基づく別表 2-1 により算出される価格とする。ただし、当該国内産異性化糖の全部又は一部が価格調整法第 25 条第 1 項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第 23 条第 1 項の規定による告示が行われた日から同条第 2 項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る国内産異性化糖の売戻しの価格は、価格調整法第 25 条第 1 項の規定に基づく別表 2-2 により算出される価格とする。

(移出数量の報告)

第 10 条 異性化糖製造者は、業務方法書第 198 条の規定による移出数量の報告をする場合には、買入・売戻契約に係る異性化糖供給区分期間の終了の日の翌日から起算して 3 日以内に「国内産異性化糖移出数量報告書」(別紙第 5 号-1 様式)に、「国内産異性化糖規格区分別明細書(移出)」(別紙第 5 号-2 様式)及び「移出数量報告等送り状」(別紙第 4 号様式)を添付して行うものとする。

2 当該国内産異性化糖の移出数量の全部又は一部が価格調整法第 25 条第 1 項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときの「国内産異性化糖規格区分別明細書(移出)」は当該農林水産大臣が通知した数量を超えない数量に該当する部分と区別して記載するものとし、前項の「国内産異性化糖規格区分別明細書(移出)」と別葉で「国内産異性化糖移出数量報告書」に添付するものとする。

3 第 1 項に規定する 3 日の期間に、行政機関の休日が含まれるときは、その日は、当該期間に算入しないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量及び価額の改定)

第 11 条 機構は、第 7 条の規定に関わらず、業務方法書第 199 条第 2 項の規定に基づき、前条第 1 項に規定する「国内産異性化糖移出数量報告書」により報告された標準異性化糖換算数量が当該売渡・買戻申込書の申込欄に記載された標準異性化糖換算数量に満たない場合であって、その数量が異なったことについてこの契約の相手方にやむを得ない事情があったと機構が認めるときは、その契約の数量及び価額を改めるものとする。

2 機構は、前項に規定する契約数量及び価額の改定に当たっては、数量については前条第 1 項の規定により報告された国内産異性化糖の規格区分ごとの標準異性化糖換算数量を合計した数量とするものとし、価額については国内産異性化糖の規格区分ごとの標準異性化糖換算数量に第 9 条に規定する売戻しの価格を得て乗じて得た価額から国内産異性化糖の規格区分ごとの標準異性化糖換算数量に第 8 条に規定する買入れの価格を乗じて得た額を控除した額の合計額とするものとする。

3 機構は、第1項の改定を行う場合には、第5条第3項の規定により交付した承諾書の改定欄に改定後の数量及び価額等を記載するとともに、改定確認欄に理事長の印を押印のうえ、「国内産異性化糖移出数量報告書」及び「国内産異性化糖規格区分明細書（移出）」を添付して、契約の相手方に再交付するものとする。

4 機構は、第3条第7項に係る追加契約の数量の改定については、前3項の規定に準じて行うものとする。

(対価の支払等)

第12条 業務方法書第203条に規定する機構が定める期限は、当該買入・売戻契約に係る国内産異性化糖を移出する日の属する異性化糖供給区分期間の終了の日の翌日から起算して10日以内とし、機構は、納付すべき旨の「納付通知書」（別紙第6号様式）を当該契約の相手方に交付するものとする。

2 前項規定による期限の日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期限の日とする。

3 機構は、前項の規定による期限の日が第10条の移出数量の報告期限と重複するなど適正な納付に支障を来すと判断するときは、前2項の規定にかかわらず、別に定めることができるものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第13条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

4 機構は、第1項及び前項の規定により売買差額に充当したときは、「領収済通知書」（別紙第7号様式）を当該契約の相手方に交付できるものとする。

(売買差額納付後の担保の取扱い)

第14条 第12条第1項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の取扱いについては、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領（昭和57年10月1日付け57蚕糖第931号（経））の定めるところによる。

(納付の督促)

第15条 機構は、第12条第1項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、そ

の納期限から 20 日以内に、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

第 16 条 機構は、第 12 条第 1 項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その未納に係る売買差額に対し、当該納期限の翌日から当該売買差額を納付する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第 17 条 機構は、第 15 条の督促状を発した日から 10 日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 機構は、買入・売戻契約に係る国内産異性化糖の全部が異性化糖供給区分期間内に移出されなかったときは、当該買入・売戻契約を解除するものとする。

2 機構は、前項の規定による買入・売戻契約の解除については、第 10 条の移出数量の報告を受けて行うものとし、必要に応じてその旨の理由書を提出させるものとする。

3 機構は、第 1 項の規定により買入・売戻契約を解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保を当該契約の相手方に返還するものとする。

4 機構は、第 1 項の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、買入・売戻契約の相手方に対し、機構が定める基準により算出される額の違約金を徴収することができるものとする。

(損害賠償)

第 19 条 買入・売戻契約の相手方は、その責に帰すべき事由により、当該契約に関し機構に損害を及ぼしたときは、機構の認定した当該損害の額を賠償しなければならないものとする。

(その他)

第 20 条 この要領に定める事項のほか、国内産異性化糖の買入れ及び売戻しについて必要な事項は機構が別に定める。

附 則 (昭和63年12月20日63蚕糖第1384号 (総))

この要領は、昭和 64 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 1 月 8 日元蚕糖第 6 号 (総))

この規程等は、平成元年1月8日から施行する。

附 則（平成元年3月13日元蚕糖第212号（総））

この規程等は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日2蚕糖第327号（総））

この規程等は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月30日4蚕糖第449号（総））

この要領等は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日5蚕糖第231号（経））

この規程等は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 平成8年10月1日（8総第49号）

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 平成12年9月29日（12農流二第37号）

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 平成12年12月21日（12農流二第54号）

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 平成15年10月1日（15農畜機第58号）

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 平成19年4月1日（18農畜機第4719号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 平成19年8月30日（19農畜機第1826号）

1 この要領は、平成19年8月30日から施行する。

2 この要領は、平成19年10月1日以降に売渡し及び買戻し申込みをする異性化糖について適用し、同年9月30日以前に売渡し及び買戻し申込みを行う異性化糖については、なお従前の例による。

附 則 平成22年4月26日（22農畜機第417号）

この要領は、平成22年4月26日から施行する。

附 則 平成24年9月7日（24農畜機第2484号）

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（平成30年2月19日付29農畜機第5802号）

1 この要領は、平成30年2月19日から施行する。また、この要領の改正に伴い異性化糖売買要領細則（平成19年8月30日付19農畜機第1826号）、インターネット方式等による異性化糖売買事務手続きについて（平成19年8月30日付け19農畜機第2155号。以下「インターネット規程という。」）及び指定糖、異性化糖等又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約に係る委任状について（平成15年10月1日付15農畜機第63号）は廃止する。

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後のこの要領第2

条第1項の規定の例により提出された同項に規定する売買手続届出書は、施行日において同項の規定より提出された売買手続届出書とみなす。

- 3 施行日前に廃止前のインターネット規程第1に規定するインターネット方式を利用する者が廃止前のインターネット規程第2の(1)の規定により提出した売渡申込者届出書の印鑑、ファクシミリ番号、担当者の氏名、メールアドレス、部署名、住所及び電話番号について、施行日において変更がない場合には、施行日において改正後のこの要領第2条第1項の規定によりこれらの事項が記載された同項に規定する売買手続届出書が提出されたものとみなす。
- 4 施行日前において、改正前のこの要領第3条第1項に規定する義務売渡・買戻申込書の提出方法について、廃止前のインターネット規程第1の規定に基づき電子メール又はファクシミリ方式としていた者は、施行日後当分の間、施行日前の方式により、改正後のこの要領第3条第1項に規定する売渡・買戻申込書を提出することができる。

附 則 (平成30年12月21日付30農畜機第5260号)

この要領は、平成30年12月30日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日付31農畜機第788号)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日付2農畜機第7155号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日付4農畜機第7123号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別紙第6号様式及び別紙第7号様式の変更は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日付6農畜機第8607号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。



別表1 買入れの価格及び価額

買入れの価格 (円/トン)		買入れの価額 (円)
異性化糖平均供給価格×規格区分別係数		左記の価格×売買数量 (注) 円未満は端数を切り捨てるものとする。(以下同じ。)
(注) 規格区分別係数は、次表(価格調整法施行規則第6条の表)によるものとする。以下同じ。		
果糖含有率 40%未満のもの	0.636	
果糖含有率 40%以上 50%未満のもの	0.764	
果糖含有率 50%以上 60%未満のもの	1.000	
果糖含有率 60%以上のもの	1.636	
(注) 計算の過程でトン当たり単価の算出は、円未満の端数を四捨五入し、買入れ価額の円未満の端数は切り捨てること。		

別表 2-1 売戻しの価格及び価額（要領第 9 条本文が適用される場合）

売戻しの価格（円／トン）	売戻しの価額（円）
<p>(1) 価格調整法第 15 条第 1 項第 1 号が適用される場合（農林水産大臣が通知した数量を超えない場合）</p> <p>〔{(異性化糖調整基準価格×規格区分別係数) - (異性化糖平均供給価格×規格区分別係数)}×農林水産大臣が定める率 + (異性化糖平均供給価格×規格区分別係数)〕</p> <p>(注) 計算の過程でトン当たり単価の算出は、円未満の端数を四捨五入し、売戻しの価額の円未満の端数は切り捨てること。(以下同じ。)</p>	<p>左記の価格×売買数量</p> <p>(注) 円未満は端数を切り捨てるものとする。(以下同じ。)</p>
<p>(2) 価格調整法第 15 条第 1 項第 2 号が適用される場合（粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない場合であり、かつ、(1)において算出される売戻価格が異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあっては、規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に規格区分係数を乗じて得た額）を超える場合）</p> <p>(異性化糖標準価格×規格区分別係数)</p>	<p>左記の価格×売買数量</p>

別表 2-2 売戻しの価格及び価額（要領第 9 条ただし書が適用される場合）

売戻しの価格（円／トン）	売戻しの価額（円）
<p>{別表 2-1 により算出される売戻しの価格 + (農林水産大臣が定める額（価格調整法第 25 条第 1 項）×規格区分別係数)}</p> <p>(注) 計算の過程でトン当たり単価の算出は、円未満の端数を四捨五入し、売戻しの価額の円未満の端数は切り捨てること。</p>	<p>左記の価格×売買数量</p> <p>(注) 円未満は端数を切り捨てるものとする</p>

(別紙第1号様式)

売買手続届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
役職・氏名 印

令和 年 月 日からの貴機構との売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う一切の事務手続について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3の対象品目に係る売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

使用印鑑	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の印鑑
------	------------------------

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに✓をし、該当する項目に必要な事項を記入してください。)

- (1) 売買用Webサイトを利用する → 3を記入してください。
- (2) 売買用Webサイトを利用しない → 下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

主に利用する売買申込方法	
--------------	--

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先  
部署1

売渡等申込者 用 ログインID		利用部署名			
		対象品目			
	詳細情報	〒・住所			
		電話番号			

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者（通関業者等）

売買事務 手続 代行者用 ログイン ID		利用会社部署名			
	詳細情報	〒・住所			
		電話番号			

注：売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者（通関業者等）用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールに よる送付 先		会社部署名			
		電話番号			

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者（連絡先）

担当部署名			
〒・住所			
電話番号			
担当者氏名		メールアドレス	

注：担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

メールによる送付先	会社部署名		
	電話番号		
	担当者氏名	メールアドレス	

5 添付書類（初回の届出に限る。）

- (1) 初回の申込みにおいては、別紙1の「売渡し申込みについて」を添付すること。（指定糖並び輸入異性化糖及びに輸入混合異性化糖に限る。）
- (2) 法人内における内部委任を行う場合は、別紙2の「委任状」を添付すること。

(注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に\*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、詳細情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出るものとし、書面の提出は省略することができるものとする。

(注2) ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書（任意様式）を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2の「委任状」に記載された代理人が届け出ることができます。
- 2 「3の売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
  - ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
  - ② 売買事務手続代行者（通関業者等）へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインID欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用（通関業者等）にのみログインIDを交付することはできません。（国内産異性化糖を除く。）
  - ③ 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の変更については、「1 売買申込みに使用する代表者の印鑑」の押印を省略することができます。
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。

- 4 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等のうち該当するものを全て記載してください。

(別紙1) 「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
1	売渡等申込者名称	
2	輸入目的及び用途 (具体的に)	
3	原産国(輸入国)	
4	種類及び名称 (具体的に)	
5	年間輸入予定数量(トン)	
6	主な蔵置場所 (所在地及び倉庫名)	
7	通関する頻度	
8	その他(販売先等)	

(注) 内容等が複数ある場合は、すべてを記載すること。

(別紙2)

委 任 状

令和 年 月 日

委任者

住所

名称

役職・氏名

印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、下記3の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

1 代理人

住所

名称

役職・氏名

2 対象品目

指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等

3 委任事項

令和 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額（延納金及び延滞金を含む。）の納付に関する一切の事項

使用印鑑	
------	--

注1：委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。

注2：2の対象品目に○をつけること。



(別紙第2号様式)

ログインID通知書

番 号  
令和 年 月 日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構  
特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

1. 売渡等申込者

2. ログインID

ユーザ名	ログインID

3. 対象品目

--

4. 備考

--

注：ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合があります。

(別紙第3号-1様式)

国内産異性化糖売渡し及び買戻し申込書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長殿

申込者  
住 所  
名 称  
役職・氏名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により国内産異性化糖を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び国内産異性化糖売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。

記

異性化糖平均供給価格	円	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで
異性化糖標準価格	円	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで
	標準異性化糖換算数量	売 渡 価 額	買 戻 価 額
申 込	M/T	円	円
改 定	M/T	円	円
移 出 年 月 日		移 出 数 量 報 告 書 提 出 期 限	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
異性化糖製造場 所 在 地			

担保区分	<input type="checkbox"/> 特定担保 <input type="checkbox"/> 根担保（担保番号： ）	納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当 <input type="checkbox"/> 個別納付
------	---	------	---

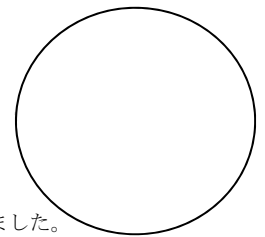
国内産異性化糖買入れ及び売戻し承諾書

承諾番号

年月日

申込者  
名 称  
役職・氏名

殿



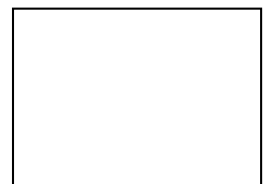
上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより国内産異性化糖売買要領の定めるところにより買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

印

(改定確認欄)



注：電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

#### 国内産異性化糖売渡し及び買戻し申込書の記載注意

- 1 「標準異性化糖換算数量の申込」は、「異性化糖規格区分別明細書（申込）」の標準異性化糖換算数量の合計とし、M/T未満4位を四捨五入し、3位まで記入すること。
- 2 「申込の売渡価額」及び「申込の買戻価額」は、「異性化糖規格区分別明細書（申込）」の売渡価額及び買戻価額の合計欄の金額（円未満切り捨て）を記入すること。
- 3 「移出年月日」は、申込みに係る異性化糖を移出する予定期間を記入すること。

(別紙第3号-2様式)

国内産異性化糖規格区分別明細書(申込み)

(単位：M/T、円)

項目 規格区分	数量	標準異性化糖 換算数量	売渡価額		買戻価額		売買差額
			単価	金額	単価	金額	
果糖含有率 40%未満							
果糖含有率 40%以上 50%未満							
果糖含有率 50%以上 60%未満							
果糖含有率 60%以上							
合計							

備考：売買用Webサイトを利用しない場合、この明細書は2通を提出すること。

(記載注意)

- 1 数量は、売渡・買戻申込書に記入する移出年月日に移出する予定の異性化糖の乾物重量を、規格区分ごとに記入すること。
- 2 標準異性化糖換算数量は、乾物重量をそれぞれに標準異性化糖に換算して記入すること。
- 3 1及び2の数量のM/T未満第4位を四捨五入し、第3位まで記入すること。
- 4 規格区分ごとの単価の円未満の端数は、四捨五入すること。
- 5 金額は、規格区分ごとの単価に数量(乾物重量)を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てること。

(別紙第4号様式)

国内産異性化糖売買申込み（移出数量報告）等送り状

(売買用Webサイト 郵送方式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
特産調整部長 殿

(売渡等申込者)

名称

部署名

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

下記について売渡・買戻申込書（移出数量報告）及び添付書類を別添のとおり  
本状を含め 枚送付します

記

期	申込数量	承諾番号	移出数量
	M/T		M/T

- (注)：1 申込み方式にチェックしてください。  
2 「名称・部署名・担当者名」には社印又は代表社印は不要です。  
3 売買用Webサイトを利用して売渡・買戻申込書等を提出する場合は、  
本送り状は省略できます。

(別紙第5-1号様式)

国内産異性化糖移出数量報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

令和 年 月 日付け承諾番号 号をもって貴機構の買入れ及び売戻し承諾を受けました国内産異性化糖に係る移出数量を独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第198条の規定に基づき下記のとおり報告します。

申込者  
住所  
名称  
役職・氏名

記 (単位：kg)

規格区分 月 日	果糖含有率 40%未満		果糖含有率 40%以上 50%未満		果糖含有率 50%以上 60%未満		果糖含有率 60%以上		合 計		
	移出 数量	標準異性化 糖換算数量	移出 数量	標準異性化 糖換算数量	移出 数量	標準異性化 糖換算数量	移出 数量	標準異性化 糖換算数量	移出数量	標準異性化 糖換算数量	
合 計											
								製造場名			

備考：売買用Webサイトを利用しない場合、この報告書は2通を提出すること。

(記載注意)

- 1 異性化糖製造工場が2工場以上の場合は別様とすること。
- 2 移出数量は、荷口ごとに算出した異性化糖乾物重量を規格区分ごと日別に集計した数量とすること。
- 3 数量のkg未満の端数は四捨五入とすること。

(別紙第5号-2様式)

国内産異性化糖規格区分別明細書(移出)

(単位：M/T、円)

項目 規格区分	数量	標準異性化糖 換算数量	売渡価額		買戻価額		売買差額
			単価	金額	単価	金額	
果糖含有率 40%未満							
果糖含有率 40%以上 50%未満							
果糖含有率 50%以上 60%未満							
果糖含有率 60%以上							
合計							

備考：売買用Webサイトを利用しない場合、この明細書は2通を提出すること。

(記載注意)

- 1 数量は、売渡・買戻申込書に記入する移出年月日に移出する予定の異性化糖の乾物重量を、規格区分ごとに記入すること。
- 2 標準異性化糖換算数量は、乾物重量をそれぞれに標準異性化糖に換算して記入すること。
- 3 1及び2の数量のM/T未満第4位を四捨五入し、第3位まで記入すること。
- 4 規格区分ごとの単価の円未満の端数は、四捨五入すること。
- 5 金額は、規格区分ごとの単価に数量(乾物重量)を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てること。

(別紙第6号様式)

独立行政法人農畜産業振興機構（登録番号T4010405003683）				
納付通知書				
整理番号及び納入者				
承諾番号	金額	異性化糖等 調整金 (軽減 8%)	軽減8%対象 円(税抜)  消費税 円	
令和 年度糖価調整事業収入				
右のとおり納付してください。		延滞金がある場合は、要領に定められた計算方式により計算して、その額と合わせて納付してください。		
令和 年 月 日	延滞金			
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印	納付目的			売買差額の納付
	納付期限			令和 年 月 日
(機構記入欄)				

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。



(別紙第7号様式)

独立行政法人農畜産業振興機構（登録番号T4010405003683）			
領 収 済 通 知 書			
契約の相手方			
承諾番号	金 額	異性化糖等 調整金 (軽減 8%)	軽減8%対象 円(税抜)  消費税 円
令和 年度糖価調整事業収入			
右のとおり領収したので通知します。	収入決定 年月日		
令和 年 月 日			
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印	充当目的	担保金を異性化糖売買差額に 充当	

電磁的記録で交付する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。